

# 長期収載品の選定療養について

令和6年度の診療報酬改定に基づき、令和6年10月から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者さんの希望で使用する際に、選定療養費として患者さんの自己負担額が発生します。

選定療養費の対象となる場合

- ・ 院内処方（入院患者は除く）
- ・ 院外処方

選定療養費の対象となる医薬品について

- ・ 後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品（準先発品含む）
- ・ 後発医薬品への置換え率が50%以上の先発医薬品

対象から除外されるケース

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・ 在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- ・ バイオ医薬品

自己負担額について

長期収載品（先発医薬品）の薬価と、後発医薬品で一番高い薬価の価格差から4分の1

※選定療養費には消費税もかかります